

第1編 総 規

○萩・長門清掃一部事務組合同規約（平成22年3月26日指令平21市町第3531号）	1
○ごみ処理施設の設置、維持管理及び運営に関する事務の委託に関する規約 （平成22年5月17日告示第2号）	4
○萩・長門清掃一部事務組合の休日を定める条例（平成22年4月1日条例第1号）	6
○萩・長門清掃一部事務組合公告式条例（平成22年4月1日条例第2号）	7

第2編 議 会

○萩・長門清掃一部事務組合議会定例会条例（平成22年4月1日条例第3号）	9
○萩・長門清掃一部事務組合議会の定例会の招集時期を定める規則（平成22年4月1日規則第1号）	10
○萩・長門清掃一部事務組合議会会議規則（平成22年5月17日議会規則第1号）	11
○地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項（平成22年5月17日議会告示第1号）	22
○萩・長門清掃一部事務組合議会処務規程（平成22年5月17日議会訓令第1号）	23

第3編 委員会・委員

第1章 公平委員会

○萩・長門清掃一部事務組合公平委員会設置条例（平成22年4月1日条例第4号）	25
○萩・長門清掃一部事務組合公平委員会議事規則（平成22年5月17日公平委員会規則第1号）	26
○萩・長門清掃一部事務組合公平委員会処務規則（平成22年5月17日公平委員会規則第2号）	27
○勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成22年5月17日公平委員会規則第3号）	29
○不利益処分についての審査請求に関する規則（平成22年5月17日公平委員会規則第4号）	30
○萩・長門清掃一部事務組合公平委員会聴聞手続規則（平成22年5月17日公平委員会規則第5号）	31
○萩・長門清掃一部事務組合管理職員等の範囲を決める規則（平成22年5月17日公平委員会規則第6号）	32
○萩・長門清掃一部事務組合苦情相談の処理に関する規則（平成28年3月31日公平委員会規則第1号）	33

第2章 監査委員

○萩・長門清掃一部事務組合監査委員条例（平成22年4月1日条例第5号）	35
○萩・長門清掃一部事務組合監査委員処務規程（平成22年5月17日監査委員訓令第1号）	36

第4編 組織・処務

第1章 組 織

○萩・長門清掃一部事務組合事務局設置条例（平成22年4月1日条例第6号）	39
○萩・長門清掃一部事務組合事務局組織規則（平成22年4月1日規則第2号）	40
○萩・長門清掃一部事務組合管理者の職務代理者を定める規則（平成22年4月1日規則第3号）	42
○萩・長門清掃一部事務組合会計管理者の補助組織等に関する規則（平成22年4月1日規則第4号）	43

第2章 処 務

○萩・長門清掃一部事務組合文書取扱規程（平成22年4月1日訓令第1号）	44
○萩・長門清掃一部事務組合事務決裁規程（平成22年4月1日訓令第2号）	45
○萩・長門清掃一部事務組合公印取扱規程（平成22年4月1日訓令第3号）	47
○萩・長門清掃一部事務組合行政手続条例（平成22年4月1日条例第7号）	51
○萩・長門清掃一部事務組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成22年4月1日規則第5号）	52
○萩・長門清掃一部事務組合行政不服審査法施行条例（平成28年2月15日条例第1号）	53
○萩・長門清掃一部事務組合行政不服審査法施行条例施行規則（平成28年4月1日規則第5号）	55
○萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年2月15日条例第1号）	57

第3章 情報管理

○萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例（令和5年3月1日条例第3号）	58
○萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例施行規則（平成22年4月1日規則第6号）	59
○萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年3月1日条例第1号）	69
○萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例施行規則（平成22年4月1日規則第7号）	71
○萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護審査会条例（令和5年3月1日条例第2号）	100

第5編 人 事

第1章 定数・任用

○萩・長門清掃一部事務組合職員定数条例（平成22年4月1日条例第10号）	101
○萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成22年5月17日条例第21号）	102

第2章 分限・懲戒

○萩・長門清掃一部事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成22年4月1日条例第11号）	104
○萩・長門清掃一部事務組合職員の分限懲戒の手續及び効果に関する規則（平成22年4月1日規則第8号）	105
○萩・長門清掃一部事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成22年4月1日条例第12号）	107
○萩・長門清掃一部事務組合職員分限懲戒審査委員会規程（平成22年4月1日訓令第4号）	108

第3章 服 務

○萩・長門清掃一部事務組合職員の服務の宣誓に関する条例（平成22年4月1日条例第13号）	109
○萩・長門清掃一部事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成22年4月1日条例第14号）	111
○萩・長門清掃一部事務組合職員服務規程（平成22年4月1日訓令第5号）	112
○萩・長門清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成22年4月1日条例第15号）	113
○萩・長門清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成22年4月1日規則第9号）	114
○萩・長門清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成22年4月1日条例第16号）	115
○萩・長門清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成22年4月1日規則第10号）	116

第6編 給 与

第1章 報酬・費用弁償

○萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償条例（平成22年5月17日条例第22号）	117
○萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償条例施行規則（平成22年10月26日規則第15号）	119
○萩・長門清掃一部事務組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成22年4月1日条例第17号）	120
○萩・長門清掃一部事務組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成22年4月1日規則第11号）	121

第2章 給料・手当等

○萩・長門清掃一部事務組合職員被服等貸与規程（平成25年4月1日訓令第9号）	122
--	-----

第3章 旅 費

- 萩・長門清掃一部事務組合職員等の旅費に関する条例（平成22年4月1日条例第18号）…………… 126

第7編 財 務

第1章 予算・会計

- 萩・長門清掃一部事務組合財政状況の作成及び公表に関する条例（平成22年5月17日条例第23号）…………… 127
- 萩・長門清掃一部事務組合財務規則（平成22年4月1日規則第12号）…………… 128

第2章 契約・財産

- 萩・長門清掃一部事務組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成22年5月17日条例第24号）…………… 129
- 萩・長門清掃一部事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成22年5月17日条例第25号）…………… 130
- 萩・長門清掃一部事務組合工事請負規則（平成22年4月1日規則第13号）…………… 132
- 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成22年4月1日条例第19号）…………… 133
- 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成22年4月1日規則第14号）…………… 134
- 萩・長門清掃一部事務組合競争入札参加者審査会規程（平成22年4月1日訓令第6号）…………… 135
- 萩・長門清掃一部事務組合の指名競争入札における指名基準等に関する規程（平成22年4月1日訓令第7号）…………… 137

第8編 事 業

- 萩・長門清掃一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成22年5月17日条例第20号）…………… 143
- 萩・長門清掃一部事務組合廃棄物の処理に関する条例（平成26年2月14日条例第1号）…………… 145
- 萩・長門清掃一部事務組合廃棄物の処理に関する条例施行規則（平成26年2月14日規則第1号）…………… 148

○萩・長門清掃一部事務組合規約

平成22年3月26日指令平21市町第3531号

改正

令和4年8月30日指令令4市町第585号

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、萩・長門清掃一部事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、萩市及び長門市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

(1) ごみ処理施設（焼却施設に限る。以下「施設」という。）の設置、維持管理及び運営に関する事務

(2) 組合が関係市以外の地方公共団体から委託された事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、山口県萩市大字山田12406番地に置く。

第2章 組合の議会

(組合議会の設置)

第5条 組合に、組合議会を置く。

(議員の定数及び選出区分)

第6条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は8人とし、各市の定数は、次のとおりとする。

萩市 4人

長門市 4人

(組合議員の選挙の方法)

第7条 組合議員は、関係市の議会においてそれぞれの議員のうちから選挙する。

2 組合議員に欠員が生じたときは、その欠員となった議員を選出した関係市の議会において速やかに補欠議員を選挙する。

3 関係市の長は、前2項の規定により各市に係る組合議員が定まったときは、速やかに組合の管理者に通知するものとする。

(組合議員の任期)

第8条 組合議員の任期は、当該議員の属する市の議会の議員の任期による。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織)

第9条 組合に、管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、関係市の長の互選による。

3 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者を充てる。

(管理者及び副管理者の任期)

第10条 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長の任期による。

(事務局の設置等)

第11条 組合に事務局を置く。

2 事務局に職員を置き、その職員は管理者がこれを任免する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び関係市の識見を有する者のうちから選任された監査委員のうちから、各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期により、関係市の識見を有する者のうちから選任された監査委員のうちから選任される者にあつては当該市の監査委員の任期による。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第13条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、関係市の分賦金をもってこれに充てる。

- 2 前項の分賦金の額の算定については、別表に定めるところによる。

第5章 雑則

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行について必要な事項は、組合議会の議決を経て管理者が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月30日指令令4市町第585号)

この規約は、令和4年11月1日から施行する。

別表（第13条関係）

分賦区分	分賦割合	算出基礎
均等割	100分の20	
人口割	100分の40	毎年度4月1日における直近の国勢調査の結果による人口
ごみ量割	100分の40	施設において処理した関係市の当該年度のごみ量

備考 施設の大規模な改修に係る経費の分賦については、組合及び関係市において協議の上、別に定めるものとする。

○ごみ処理施設の設置、維持管理及び運営に関する事務の委託に関する規約

平成22年5月17日告示第2号

(委託事務の範囲)

第1条 阿武町(以下「甲」という。)は、「萩・長門・阿武地域循環型社会形成推進地域計画」に定めるエネルギー回収推進施設(以下「ごみ処理施設」という。)の設置、維持管理及び運営に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を萩・長門清掃一部事務組合(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行のために要する経費は、甲の負担とする。ただし、次条に規定する収入があるときは、甲は、当該収入を控除した額を負担するものとする。

2 前項に規定する甲の負担の額及び乙に交付する時期は、甲の長と乙の管理者が協議して定める。

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料その他の収入は、すべて乙の収入とする。

(委託期間)

第5条 委託期間は、乙が事務を受託した日からごみ処理施設の共用廃止までの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要と認めるときは、委託の廃止を申し出ることができる。この場合において、甲又は乙は、当該廃止を希望する日の6月前までに申し出るものとする。

(執行状況及び決算の通知)

第6条 乙の管理者は、年1回委託事務の執行状況を甲の長に通知するものとする。

2 乙の管理者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の要領の委託事務に係る部分を甲の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 甲の長及び乙の管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定改廃)

第8条 乙の管理者は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲の長に通知しなければならない。

2 乙の管理者は、前項に規定する条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。

3 甲の長は、前項の規程による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、甲の長と乙の管理者が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成22年6月1日から施行する。

- 2 甲の長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の管理者がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生じる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。
- 4 この規約の施行前に乙により行われた委託事務を管理及び執行するために必要な行為は、この規約に基づき行われた行為とみなし、当該行為に係る経費については、第3条の規定の例による。

○萩・長門清掃一部事務組合の休日を定める条例

平成22年4月1日条例第1号

(組合の休日)

第1条 次に掲げる日は、萩・長門清掃一部事務組合（以下「組合」という。）の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 組合の機関に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合公告式条例

平成22年4月1日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条第4項の規定に基づき、条例、規則及びその他規程の公布等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に組合の管理者（以下「管理者」という。）が署名しなければならない。

2 前項の条例の番号は、暦年により更新しなければならない。

3 条例の公布は、次の掲示板に掲示してこれを行う。

(1) 萩市役所前掲示板

(2) 長門市役所前掲示板

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第3項の規定は、前項の規程について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、組合の議会の規則その他組合の機関で定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるものは「当該機関名又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則若しくは管理者の定める規程又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成22年4年1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合議会定例会条例

平成22年4月1日条例第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号。）第292条において準用する法第102条第2項の規定に基づき、萩・長門清掃一部事務組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合議会の定例会の招集時期を定める規則

平成22年4月1日規則第1号

萩・長門清掃一部事務組合議会の定例会は、毎年3月及び10月に招集するものとする。ただし、特別な理由がある場合は、これによらないことができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合議会会議規則

平成22年5月17日議会規則第1号

改正

令和4年2月14日議会規則第1号

目次

第1章 会議

第1節 総則（第1条—第12条）

第2節 議案及び動議（第13条—第18条）

第3節 議事日程（第19条—第23条）

第4節 選挙（第24条—第32条）

第5節 議事（第33条—第39条）

第6節 秘密会（第40条—第41条）

第7節 発言（第42条—第56条）

第8節 表決（第57条—第67条）

第9節 会議録（第68条—第72条）

第2章 請願（第73条—第76条）

第3章 辞職及び資格の決定（第77条—第80条）

第4章 規律（第81条—第88条）

第5章 懲罰（第89条—第93条）

第6章 協議又は調整を行うための場（第94条）

第7章 議員の派遣（第95条）

第8章 補則（第96条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

（議席）

第3条 議員の議席は、萩・長門清掃一部事務組合同規約第7条の規定による選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。

3 議席には、番号及び氏名標を付ける。

（会期）

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第9条 組合の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 議長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は、議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第292条において準用する法第112条第2項の規定に定める数の賛成者により署名し、その他のものについては賛成者1人以上（発議者を含む。）により署名し、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則に特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第292条において準用する法第115条の3の規定によ

るものについては同条に定める数の発議者が署名し、その他のものについては賛成者1人以上（発議者を含む。）が署名し、議長に提出しなければならない。

（先決動議の表決の順序）

第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員の2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3節 議事日程

（日程の作成及び配布）

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

（日程の順序変更及び追加）

第20条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

（議事日程のない会議の通知）

第21条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

（延会の場合の議事日程）

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

（日程の終了及び延会）

第23条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第4節 選挙

（選挙の宣告）

第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

（不在議員）

第25条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

（議場の出入口閉鎖）

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第32条 議長は、投票の有効無効を区分し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明及び質疑)

第36条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは、質疑を行う。

(討論及び表決)

第37条 議長は、前条の質疑が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第38条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(議事の継続)

第39条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第40条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第41条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第42条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

第43条 会議において発言しようとする者は、挙手して議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第44条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第45条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論したときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第46条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(発言の時間及び回数制限)

第47条 議長は、必要があるときは、質問及び討論の時間を制限し、又は質疑の回数を制限することができる。

2 議長は、前項の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(議事進行に関する発言)

第48条 議事の進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第49条 延会、中止又は休止のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第50条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第51条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることはできない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第52条 議員は、萩・長門清掃一部事務組合の一般事務について、議長の許可を得て質問する

ことができる。

- 2 質問者は、議長が定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。
(緊急質問等)

第53条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

- 2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。
3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第54条 質問については、第47条及び第50条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第55条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第56条 組管理者その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第57条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第58条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第59条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第60条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第61条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

- 2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名の投票)

第62条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。

(白票の取扱い)

第63条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第64条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条から第32条まで(第31条第2項を除

く。)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第65条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第66条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第67条 同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第68条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、録音により記録する。

(会議録の配布)

第69条 会議録は、印刷して、議員及び関係者等に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第70条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第55条の規定により取り消した発言は掲載しない。

(会議録署名議員)

第71条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第72条 会議録の保存年限は、永年とする。

第2章 請願

(請願書の記載事項等)

第73条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
- 4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
- 5 請願者は、請願書を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第74条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほか、その件数を記載する。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第75条 議長は、議会の採択した請願で、組合管理者その他関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決定したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第76条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第3章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第77条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。
- 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第78条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第79条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(決定書の交付)

第80条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第4章 規律

(品位の尊重)

第81条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第82条 議場に入る者は、会議の妨げになるものを着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第83条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第84条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第85条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第86条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第87条 議場において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第88条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

第5章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第89条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第41条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(戒告又は陳謝の方法)

第90条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第91条 出席停止は、3日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第92条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議に出席したときは、議長は直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第93条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第6章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第94条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項の定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により協議等の場を臨時に設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第7章 議員の派遣

(議員の派遣)

第95条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第8章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第96条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議あるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、平成22年5月17日から施行する。

附 則 (令和4年2月14日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第94条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	1 議員間の意見の調整、連絡及び協議を行うこと。 2 議案の説明を受けること。 3 組合の事務事業について報告及び説明を受けること。	全議員	議長

○地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分 事項

平成22年5月17日議会告示第1号

改正

令和5年3月1日告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項は、管理者において専決処分できるものとする。

- (1) 議会の議決を得た契約の金額を1件300万円以下の範囲内で変更すること。
- (2) 法律上組合の義務に属する損害賠償（自動車事故に限る。）で1件100万円（自動車事故による損害賠償で自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第15条の規定に基づく保険金の支払い又は同法第16条第1項の規定に基づく損害賠償額の支払があったときは、当該金額に100万円を加えた額及び社団法人全国市有物件災害共済会が被害者の直接請求により保険金の限度額内において確定した損害賠償額に100万円を加えた額）以内において損害賠償の額を定めること。
- (3) 地方自治法第243条の2の2第8項の規定による職員の賠償責任を1件10万円以下の範囲で免除すること。

附 則

この指定は、議決の日の翌日から効力を生ずる。

附 則（令和5年3月1日告示第1号）

この改正は、公布の日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合議会処務規程

平成22年5月17日議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第4項の規定に基づき、萩・長門清掃一部事務組合議会に書記長及び書記を置く。

(職務)

第2条 書記長は、議長の命を受け、議会事務を掌理する。

2 書記は、書記長の命を受け、議会事務を処理する。

(公印)

第3条 公印の種類、刻字、寸法及び個数は別表のとおりとする。

(その他)

第4条 この訓令に定めるもののほか、文書の取扱いについては、萩・長門清掃一部事務組合文書取扱規程（平成22年訓令第1号）の例による。

附 則

この訓令は、平成22年5月17日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	刻字	寸法（mm）	個数
議会印	萩・長門清掃一部事務組合議会之印	25×25	1
議長印	萩・長門清掃一部事務組合議長之印	24×24	1
副議長印	萩・長門清掃一部事務組合副議長之印	24×24	1

○萩・長門清掃一部事務組合公平委員会設置条例

平成22年4月1日条例第4号

(設置)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、萩・長門清掃一部事務組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）を設置する。

(委任)

第2条 公平委員会の運営について必要な事項は、公平委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合公平委員会議事規則

平成22年5月17日公平委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第11条第5項の規定に基づき、公平委員会の議事について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 公平委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要があると認めるとき、又は委員の請求があったとき委員長が招集する。

2 会議を招集する場合には、委員長は会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に対しあらかじめ通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(事務職員の出席)

第4条 事務職員は、会議に出席する。

(議事日程)

第5条 議事日程は、事務職員が委員長の命を受けて作成する。

(議事録)

第6条 法第11条第4項の議事録は、事務職員が作成する。

2 前項の議事録は、公平委員会の承認を得て確定する。

附 則

この規則は、平成22年5月17日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合公平委員会処務規則

平成22年5月17日公平委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、萩・長門清掃一部事務組合公平委員会（以下「委員会」という。）の処務について、必要な事項を定めるものとする。

(事務職員)

第2条 事務職員は、委員長の命を受けて所掌事務を処理する。

(決裁)

第3条 起案文書は、全て委員長の決裁を受けなければならない。

(告示の方法)

第4条 委員会及び委員長の告示は、萩・長門清掃一部事務組合公告式条例（平成22年条例第2号）の例による。

(公印)

第5条 委員会及び委員長の公印は、別表のとおりとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、文書の取扱いについては、萩・長門清掃一部事務組合文書取扱規程（平成22年訓令第1号）の例による。

附 則

この規則は、平成22年5月17日から施行する。

別表（第5条関係）

種類	刻印	寸法（mm）	個数
委員会印	萩・長門清掃一部事務組合公平 委員会之印	25×25	1
委員長印	萩・長門清掃一部事務組合公平 委員会委員長之印	22×22	1

○勤務条件に関する措置の要求に関する規則

平成22年5月17日公平委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(措置の要求等)

第2条 職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果とるべき措置については、萩市公平委員会の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成17年萩市公平委員会規則第3号）の例による。

附 則

この規則は、平成22年5月17日から施行する。

○不利益処分についての審査請求に関する規則

平成22年5月17日公平委員会規則第4号

改正

平成28年3月31日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第8項及び第51条の規定に基づき、職員の懲戒その他の意に反する不利益な処分(以下「処分」という。)についての審査請求の手續及び審査の結果とるべき措置について必要な事項を定めるものとする。

(当事者)

第2条 当事者とは、審査請求人及び処分者をいう。

2 処分について審査請求をする者を審査請求人と、処分を行った者を処分者という。ただし、処分者が当該処分を行った後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。

(代理人)

第3条 当事者は、必要があるときは、代理人を選任し、及び解任することができる。

2 萩・長門清掃一部事務組合公平委員会(以下「公平委員会」という。)は、審理の円滑迅速な進行と公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。

3 当事者は、代理人を選任し、又は解任した場合には、その者の氏名、住所および職業を公平委員会に提出しなければならない。

(代理人の権限)

第4条 代理人は、当事者のために、その事案の審査について必要な行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部の取下げは、特別の委任がない限りすることができない。

2 代理人の行った行為は、当事者が直ちに取り消し、又は訂正したときは、その効力を生じない。

(準用)

第5条 審査請求、審査の手續及び審査の結果執るべき措置並びに再審の手續、費用等については、萩市公平委員会の不利益処分についての審査請求に関する規則(平成28年萩市公平委員会規則第2号)を準用する。ただし、同規則第14条第3項中「萩市公告式条例(平成17年萩市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場」とあるのは「萩・長門清掃一部事務組合公告式条例(平成22年萩・長門清掃一部事務組合条例第2号)第2条第3項に規定する掲示場」と、同規則別記様式中「萩市公平委員会委員長」とあるのは「萩・長門清掃一部事務組合公平委員会委員長」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成22年5月17日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合公平委員会聴聞手続規則

平成22年5月17日公平委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、萩・長門清掃一部事務組合公平委員会が行う聴聞の手続について必要な事項を定めるものとする。

(聴聞の手続)

第2条 この規則における用語の意義及び聴聞の手続については、萩市公平委員会聴聞手続規則（平成17年萩市公平委員会規則第5号）の例による。

附 則

この規則は、平成22年5月17日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合管理職員等の範囲を決める規則

平成22年5月17日公平委員会規則第6号

改正

平成23年4月1日公平委員会規則第1号

平成24年4月1日公平委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定める。

(管理職員等の範囲)

第2条 萩・長門清掃一部事務組合に勤務する職員のうち管理職員等は、事務局長、事務局理事、事務局副局長、事務局次長、主幹及び総務係長の職を有する者とする。

附 則

この規則は、平成22年5月17日から施行する。

附 則（平成23年4月1日公平委員会規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日公平委員会規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合苦情相談の処理に関する規則

平成28年3月31日公平委員会規則第1号

改正

令和2年3月24日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第2項第3号の規定に基づき、職員（離職した職員を含む。以下次条及び第4条第1項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情及び相談の申出（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公平委員会に対する苦情相談)

第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、離職又は法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定による採用に関する苦情相談に限る。

(相談員)

第3条 公平委員会は、公平委員会の事務職員又は公平委員会が定める者（以下「相談員」という。）に、前条の規定による苦情相談を処理させるものとする。

(苦情相談の処理)

第4条 相談員は、苦情相談をした職員（以下「申出職員」という。）及び関係者に対し、公平委員会の指揮監督の下に、助言、指導、あっせんその他の必要な措置を講じるものとする。

2 公平委員会は、苦情相談に係る問題の解決の見込みがないと認めるとき、その他苦情相談の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該苦情相談の処理を打ち切ることができる。

3 苦情相談に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成22年公平委員会規則第3号）第2条の規定による受理又は不利益処分についての審査請求に関する規則（平成22年公平委員会規則第4号）第5条の規定による受理がされたときは、当該苦情相談の処理は、打ち切られたものとみなす。

(記録の作成)

第5条 相談員は、苦情相談ごとに、その概要及び処理状況に関する記録を作成しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出職員の職氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 任命権者は、相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、申出職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(公平委員会及び任命権者の協力)

第8条 公平委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、苦情相談の処理について必要な事項は、公平委員会が

定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第1号）

この規則は、令和2年3月24日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合監査委員条例

平成22年4月1日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期に行う監査の通知)

第2条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査をしようとするときは、監査の期日前7日までにその期日及び監査事項を管理者に通知しなければならない。ただし、特別な事由があるときは、その期間を短縮することができる。

(出納検査)

第3条 法第235条の2第1項の規定による出納検査は、毎月20日に行う。ただし、特別の事由によりその日に検査を行うことができない場合は、その期日を変更することができる。

(決算の審査)

第4条 法第233条第2項の規定により決算及び証書類の審査についての意見は、審査に付された日から60日以内に管理者に提出しなければならない。

(公表の方法)

第5条 監査委員の行う公表は、萩・長門清掃一部事務組合公告式条例（平成22年条例第2号）に定める公表の例による。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合監査委員処務規程

平成22年5月17日監査委員訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第200条第4項の規定に基づき、萩・長門清掃一部事務組合監査委員に書記を置く。

(職務)

第2条 書記は、監査委員の命を受け、所掌事務を処理する。

(公印)

第3条 公印の種類、刻字、寸法及び個数は、別表のとおりとする。

(その他)

第4条 この訓令に定めるもののほか、文書の取扱いについては、萩・長門清掃一部事務組合文書取扱規程（平成22年訓令第1号）の例による。

附 則

この訓令は、平成22年5月17日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	刻字	寸法（mm）	個数
代表監査委員之印	萩・長門清掃一部事務組合代表 監査委員之印	18×18	1
監査委員之印	萩・長門清掃一部事務組合監査 委員之印	18×18	1

○萩・長門清掃一部事務組合事務局設置条例

平成22年4月1日条例第6号

(事務局の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、萩・長門清掃一部事務組合（以下「組合」という。）に属する事務を円滑かつ適正に処理するため、組合に事務局を置く。

2 事務局は、組合に属する事務を処理する。

(職員)

第2条 事務局に事務局長を置き、組合の管理者（以下「管理者」という。）が任命する。

2 前項に規定するもののほか、事務局に必要な職員を置く。

3 前2項に規定する職員については、当分の間、構成市の職員が兼務できるものとする。

(職務)

第3条 事務局長は、管理者の命を受け事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 職員は上司の命を受け事務を分掌し、これを処理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合事務局組織規則

平成22年4月1日規則第2号

改正

平成23年4月1日規則第1号

平成24年4月1日規則第2号

平成27年4月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、萩・長門清掃一部事務組合事務局設置条例（平成22年条例第6号）に規定する事務局の組織について必要な事項を定める。

(係の設置)

第2条 事務局の事務を分掌するため総務係及び施設係を置く。

(係の所掌事務)

第3条 前条に規定する係の所掌事務は、次のとおりとする。

総務係

- (1) 公印の保守に関する事。
- (2) 組合議会に関する事。
- (3) 職員の人事、給与及び服務に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) 条例、規則等に関する事。
- (6) 広報に関する事。
- (7) ごみ処理手数料に関する事。
- (8) 統計資料の作成に関する事。
- (9) 係の庶務に関する事。
- (10) 他の係に属さない事。

施設係

- (1) 施設管理に関する事。
- (2) 施設運営のモニタリングに関する事。
- (3) 環境管理委員会に関する事。
- (4) ごみの搬入に関する事。
- (5) ごみの搬入量・処理量等の統計に関する事。
- (6) 統計資料に関する事。
- (7) 係の庶務に関する事。

(職及び職務)

第4条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）のほか、事務局次長（以下「次長」という。）、係に係長を置き、必要があるときは、事務局に理事、副局長、主幹及び次長補佐を、係に主任及び職員を置くことができる。

- 2 局長は、管理者の命を受けて、事務局の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 理事は、管理者の命を受けて、事務局の特に重要な事務を処理する。
- 4 副局長は、局長を補佐し、事務局の重要な事務を処理する。
- 5 次長は、局長を補佐し、局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 主幹は、上司の命を受け、特に指定された事務を処理する。
- 7 次長補佐は、次長を補佐し、局の事務に従事する。
- 8 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。
- 9 主任及び職員は、上司の命を受け、係の事務に従事する。

(雑則)

第5条 臨時又は特別の事務については、別に主任者を定めて処理させることができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合管理者の職務代理者を定める規則

平成22年4月1日規則第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第2項の規定に基づき、組合の管理者の職務を代理する職員は、事務局長とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合会計管理者の補助組織等に関する規則

平成22年4月1日規則第4号

(組織の設置等)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計室を置く。

(所掌事務)

第2条 会計室において取り扱う所掌事務は、法令又は条例に定めるものを除くほか、この規則に定めるところによる。

(職員)

第3条 会計室に室長、その他必要な職員を置く。

2 会計管理者は、室長を兼ねることができる。

(職務)

第4条 会計室長は、会計管理者の命を受けて室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。

(分掌事務)

第5条 会計室は、会計管理者の権限に属する事務の全部を処理するほか、管理者の権限に属する次に掲げる事務を処理する。

- (1) 歳入歳出決算を監査委員の審査に付すること。
- (2) 金融機関の指定及び指定金融機関との指定契約に関すること。
- (3) 他の地方公共団体から委託された現金の出納及び保管に関すること。
- (4) その他会計事務に関すること。

2 会計室内の事務配分は、会計管理者が定める。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合文書取扱規程

平成22年4月1日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、萩・長門清掃一部事務組合における文書の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(文書の取扱い)

第2条 文書の取扱いについては、萩市文書取扱規程（平成17年萩市訓令第1号）の例による。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合事務決裁規程

平成22年4月1日訓令第2号

改正

平成24年4月1日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、組合の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を迅速に処理するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程による用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者又は次号の専決者（以下「決裁者」という。）若しくは第3号の代決者が事務処理について意思決定をすることをいう。
- (2) 専決 副管理者及び事務局長（以下「専決者」という。）がこの規程により定められた責任範囲の事務について決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁者が出張若しくは休暇等のとき、又は事故あるとき若しくは欠けたとき（以下「不在」という。）において、この規程により定められた者（以下「代決者」という。）が代わって決裁することをいう。

(決裁の手續)

第3条 決裁は、直近上司から順次上司の審査を経て受けるものとする。

- 2 他の係に関連のある事務であると認めるときは、当該係に合議し、又は供覧しなければならない。

(専決)

第4条 専決者の専決事項は、萩市決裁規程（平成17年萩市訓令第2号）別表に掲げる事項とする。

- 2 萩市決裁規程別表に基づき専決を行おうとする場合において、同表中「市長」とあるのは「管理者」と、「副市長」とあるのは「副管理者」と、「部長」とあるのは「事務局長」と、「部次長」とあるのは「事務局副局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」と読み替えるものとする。

(代決)

第5条 管理者が不在のときは副管理者が、管理者及び副管理者が不在のときは事務局長が管理者の決裁すべき事項について代決することができる。

- 2 副管理者が不在のときは、事務局長が副管理者の専決すべき事項について代決することができる。

(専決及び代決の制限)

第6条 この規程において、専決又は代決事項として定められている事項であっても、重要若しくは異例に属するもの又は規定の解釈上疑義のあるものについては、管理者又は上司の決裁を受けなければならない。

(後閲)

第7条 代決者は、必要があると認めるときは、代決した事項に係る文書に「要後閲」と明記し、管理者又は専決者の後閲を受けるよう起案者に対し指示しなければならない。

(会計管理者の権限に属する事務)

第8条 会計管理者の権限に属する事務の決裁については、萩市会計管理者決裁規程（平成19年萩市訓令第14号）の例による。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日訓令第1号）
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合公印取扱規程

平成22年4月1日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、萩・長門清掃一部事務組合の公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の定義)

第2条 この規程において「公印」とは、本組合の作成する文書に用いる職名又は組織の名称を刻印した印章で、その印影により当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(公印の種類等)

第3条 公印の種類、刻字、寸法、個数、用途及び管守者並びに取扱責任者は別表のとおりとする。

(公印の管理)

第4条 公印は、慎重かつ確実に取扱い、盗難、不正使用等のないようその管理を厳重にするとともに、常に鮮明にしておかなければならない。

(押印手続等)

第5条 押印者は公印を使用しようとするときは、押印を必要とする文書及び原議書を取扱責任者に提示し、その審査を受けなければならない。

2 公印は、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該保管者の承認を得たときは、この限りでない。

(新調、改刻又は廃止)

第6条 公印の新調、改刻又は廃止(第9条において「異動」という。)については、組合の管理者(以下「管理者」という。)の承認を受けなければならない。

(廃止された公印の廃棄)

第7条 前条の規定により廃止の決定をした公印は、管守者において適切な方法で速やかに処理しなければならない。

(公印の事故)

第8条 取扱責任者は、公印に盗難、紛失、毀損その他事故があったときは、速やかに公印事故届(別記第1号様式)により管守者を経て管理者に届け出なければならない。

(公印台帳)

第9条 管守者は、公印台帳(別記第2号様式)を備え、公印の異動のつど速やかに、これに必要事項を記載し、常に整理しておかなければならない。

附 則

この訓令は平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	寸法 (mm)	刻字	個数	管守者	取扱責任者	用途
組合印	25×25	萩・長門清掃 一部事務組合 之印	1	事務局長	事務局長	公文書用 辞令用
管理者印	24×24	萩・長門清掃 一部事務組合 管理者印	1	事務局長	事務局長	公文書用
管理者職務 代理者印	24×24	萩・長門清掃 一部事務組合 管理者職務代 理者印	1	事務局長	事務局長	公文書用
副管理者印	24×24	萩・長門清掃 一部事務組合 副管理者印	1	事務局長	事務局長	公文書用
会計管理者 印	18×18	萩・長門清掃 一部事務組合 会計管理者印	1	会計管理者	会計管理者	出納用
事務局長印	18×18	萩・長門清掃 一部事務組合 事務局長之印	1	事務局長	事務局長	公文書用

別記

第1号様式 (第8条関係)

公 印 事 故 届

年 月 日

萩・長門清掃一部事務組合管理者 様

公印管守者氏名

下記のとおり事故の届出をします。

記

公印名称	
番 号	
事故の種類	盗難 ・ 紛失 ・ 毀損 その他事故()
事故 発生 年 月 日	年 月 日
備 考	

第2号様式 (第9条関係)

公 印 台 帳

名 称			
番 号		印 影	
公印管主課			
年 月 日 調整			
年 月 日 交付		備 考	
年 月 日 返納			
年 月 日 廃止			

○萩・長門清掃一部事務組合行政手続条例

平成22年4月1日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 前項に規定する処分、行政指導及び届出に関する手続に係るこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(行政手続)

第2条 組合が行う処分、行政指導及び届出に関する手続については、萩市行政手続条例（平成17年萩市条例第23号）の例による。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

平成22年4月1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び萩・長門清掃一部事務組合行政手続条例（平成22年条例第7号）の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に係る手続について、必要な事項を定めるものとする。

(聴聞等の手続)

第2条 前条に定める聴聞及び弁明の機会の付与に係る手続については、萩市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成17年萩市規則第14号）の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合行政不服審査法施行条例

平成28年2月15日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）その他法令で定める不服申立てについて必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付及び減免)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額は、法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する写し又は書面の交付に要する実費（当該写し又は書面の交付を郵送によって受けるときは、これに要する費用を含む。）の額として規則で定める額とする。

2 審理員（審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる委員会若しくは委員若しくは機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合にあつては、審査庁。次条において同じ。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の不還付)

第3条 既納の手数料は還付しない。ただし、審理員が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(準用)

第4条 前2条の規定は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第4項及び第5項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する手数料について準用する。この場合において、第2条第1項中「第38条第6項」とあるのは「第81条第3項」と、「同条第4項」とあるのは「法第78条第4項」と、「法第38条第1項」とあるのは「法第78条第1項」と、同条第2項中「審理員（審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる委員会若しくは委員若しくは機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合にあつては、審査庁。次条において同じ。）」とあるのは「審査会」と、前条中「審理員」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。

(行政不服審査会)

第5条 管理者は、法第4条又は他の法律若しくは条例の規定による審査請求（法第14条に規定する引継ぎを受けた場合を含む。以下この条において同じ。）を受けたときは、法第81条第2項の規定により、当該審査請求ごとに、同条第1項に規定する機関として、萩・長門清掃一部事務組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

(組織)

第6条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第7条 委員は、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

2 委員の任期は、管理者に対し、その係属した事件に係る答申をするまでの期間とする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第9条 管理者は、審査会の事務を処理させるため、事務局を置くものとする。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(審査会の運営)

第10条 前5条に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、審査会で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合行政不服審査法施行条例施行規則

平成28年4月1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、萩・長門清掃一部事務組合行政不服審査法施行条例（平成28年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付)

第2条 条例第2条第1項に規定する費用の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(手数料の納付の方法)

第3条 前条に規定する費用は、写しの交付を受ける時までには、現金により納入しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 条例第2条第2項の規定により、手数料を減額し、又は免除することができる場合は、審査請求人又は参加人が次の各号のいずれかに該当する者であるときとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者であるとき。
- (2) 災害その他特別の理由により費用の負担をすることが困難と認められる者であるとき。

2 前項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、当該書面又は当該書類の交付を求める際に、併せて同項各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載した書面に必要な書類を添えて、審理員若しくは審査庁又は審査会に申請しなければならない。

3 審理員若しくは審査庁又は審査会は、前項の規定による申請があった場合は、当該書面又は当該書類の交付の求めに対する決定を行うときに、併せて減免の可否を決定し、当該申請した者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

文書、図面	複写機による写し（単色刷り）	1枚につき 10円
	複写機による写し（多色刷り） 普通紙日本工業規格A列4番	1枚につき 50円
電磁的記録	印刷物として出力したもの（単色刷り）	1枚につき 10円
	印刷物として出力したもの（多色刷り） 普通紙日本工業規格A列4番	1枚につき 50円

○萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

令和3年2月15日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2第1項の規定に基づき、管理者若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「管理者等」という。）の組合に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 管理者等の組合に対する損害賠償責任は、管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、管理者等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

- (1) 管理者 6
- (2) 副管理者又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員 2
- (4) 前各号に掲げる者以外の職員 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例

令和5年3月1日条例第3号

萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例（平成22年条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、萩・長門清掃一部事務組合（以下「組合」という。）の管理する公文書の公開について必要な事項を定めることにより、住民の組合行政への理解と信頼の確保を図ることを目的とする。

（情報公開）

第2条 この条例は、萩市情報公開条例（平成17年萩市条例第29号）の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例施行規則

平成22年4月1日規則第6号

改正

平成28年3月25日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例（平成22年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報開示請求書)

第2条 条例第6条第1項の開示請求書は、情報開示請求書（別記第1号様式）によるものとする。

2 条例第6条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 希望する開示の方法

(2) 開示の実施を希望する日時

3 第1項の規定にかかわらず、開示請求が郵送、ファクシミリその他これらに類する方法によりあった場合において、その書面に条例第6条第1項各号の事項が全て記載されているときは、これを開示請求書として受理することができる。この場合において、補正の必要が生じたときは、開示請求者の承諾を得て、その訂正等を行うことができる。

(情報開示等決定通知書)

第3条 条例第11条第1項及び第12条第1項の書面は、情報開示等決定通知書（別記第2号様式）によるものとする。

2 前項の情報開示等決定通知書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 条例第11条第1項又は第12条第1項に規定する決定の内容

(2) 決定が条例第11条第1項第1号又は第2号の場合は、開示の日時及び場所、開示方法並びに開示に要する費用

(3) 決定が条例第11条第1項第2号、第3号若しくは第4号又は第12条第1項第1号若しくは第2号の場合は、決定の理由及び不服申立ての教示

(4) 決定が条例第11条第1項第2号の場合は、新たに作成し、又は取得する見込みの情報の概要及び開示の時期

(決定期間を延長することができる理由)

第4条 条例第11条第2項の理由は、次の各号のいずれかに掲げる場合で、実施機関の長が同条第1項の期間内に開示決定等を行うことができないことによるものとする。

(1) 災害等不測の事態が発生した場合

(2) 開示請求の対象となる情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合

(情報開示等決定期間延長通知書)

第5条 条例第11条第2項の書面は、情報開示等決定期間延長通知書（別記第3号様式）によるものとする。

2 前項の情報開示等決定期間延長通知書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 条例第11条第2項を適用する旨及びその理由

(2) 開示決定を行う期限

(新規作成取得完了通知書)

第6条 条例第12条第4項の書面は、新規作成取得完了通知書（別記第4号様式）によるものとする。

2 前項の新規作成取得完了通知書には、開示の日時及び場所、開示方法並びに開示に要する

費用について、記載するものとする。

(事案移送通知書)

第7条 条例第13条第1項の書面は、事案移送通知書(別記第5号様式)によるものとする。

2 前項の事案移送通知書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該事案を移送した旨
- (2) 移送先の実施機関及びその長

(第三者から意見を聴取する場合の通知事項)

第8条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見を述べることができる期間
- (3) その他必要な事項

2 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第8条第1項第3号イ又は同項第4号ただし書に該当する旨及びその理由
- (3) 意見を述べることができる期間
- (4) その他必要な事項

(第三者に関する事項が記録されている情報の開示に関する通知)

第9条 条例第14条第2項の書面は、第三者情報開示通知書(別記第6号様式)によるものとする。

2 条例第14条第3項の書面は、第三者情報開示決定通知書(別記第7号様式)によるものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第10条 条例第15条第1項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 録音テープ 次に掲げる方法
 - ア 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープを複写したものの交付
- (2) 録画テープ 次に掲げる方法
 - ア 当該録画テープを専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該録画テープを複写したものの交付
- (3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - ウ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ等に複写したものの交付

(情報の閲覧等)

第11条 閲覧の方法による情報の開示は、実施機関の長が指定する職員の立会いのもとに行うものとする。

2 条例第15条第1項の正当な理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第9条第1項の規定により情報の一部を除いてその情報を開示する場合
- (2) 情報の原本を事務事業に使用する必要があり、閲覧に供すると事務事業の遂行に支障がある場合

3 実施機関の長は、情報を閲覧する者がその情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときは、情報の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

(写しの交付に要する費用の納付等)

第12条 条例第16条第2項の費用は、原則として前納の方法により納付しなければならない。

2 前項の費用として徴収する額は、白黒複写機による写し1枚につき、実費相当額の10円とする。ただし、これにより難い場合は、管理者が定める額とする。

3 公文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(費用徴収の減免)

第13条 条例第16条第3項に規定する規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

(1) 開示請求者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている場合

(2) 開示請求者が、災害等不測の事故により、生活が困難となった場合

2 条例第16条第2項の規定による写しの交付等に要する費用の徴収の免除又は減額は、開示請求1件につき2,000円を限度とする。

(総合公開窓口)

第14条 条例第32条第2項に定める開示請求に関する総合的な窓口を事務局総務係内に置く。

(運用状況の公表)

第15条 条例第33条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項について、前年度の運用状況を取りまとめ、組合の事務所に付設する掲示板に掲示することにより公表する。

(1) 開示請求の件数

(2) 開示決定等の状況

(3) 不服申立ての状況

(4) その他必要な事項

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

情 報 開 示 請 求 書

年 月 日

萩・長門清掃一部事務組合管理者 あて

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称、事務所
又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

（電話 ）

萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例第6条の規定により、次のとおり情報の開示を請求します。

- 1 開示を請求する情報の件名又は具体的内容

- 2 開示請求を必要とする理由（萩市、長門市及び阿武町に住所（法人その他の団体にあつては事務所又は事業所）を有していない場合のみ記入する。）

- 3 希望する開示の方法（閲覧・写しの交付）

- 4 開示の実施を希望する日時 年 月 日 時

- 5 その他

第2号様式 (第3条関係)

番 号
年 月 日

情報開示等決定通知書

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付で請求のありました情報の開示については、萩・長門
清掃一部事務組合情報公開条例第(11・12)条第1項の規定により、次のとおり
決定しましたので、通知します。

- 1 全部開示 2 部分開示 3 不開示 4 開示請求を拒否
- 5 新たに作成し、又は取得して、開示

・開示の日時、場所、開示方法等

日 時 年 月 日 時 場 所
開示方法 開示に要する費用

・不開示(部分開示を含む。)又は開示請求拒否の理由

・開示請求に係る情報を保有していない理由

・新たに作成し、又は取得する見込みの情報の概要及び開示の時期

・不服申立ての教示

2、3及び4の決定を受けた場合において、決定に不服があるときは、この処分
があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、萩・長門清掃一部事
務組合管理者に対し行政不服審査法による審査請求をすることができます(なお、
この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この
決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくな
ります。)

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知
った日の翌日から起算して6月以内に、萩・長門清掃一部事務組合を被告として
(訴訟において組合を代表する者は管理者となります。)提起することができます
(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、
この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起す
ることができなくなります。)

・問い合わせ先

第3号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

情報開示等決定期間延長通知書

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました情報の開示については、萩・長門
清掃一部事務組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり決定期間
を延長しましたので、通知します。

・決定期間延長の理由

・開示決定を行う期限 年 月 日まで

・問い合わせ先

第4号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

新規作成取得完了通知書

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました情報を新たに作成し、又は取得しましたので、萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例第12条第4項の規定により、次のとおり通知します。

・開示の日時、場所、開示方法等

日 時 年 月 日 時 場 所
開示方法 開示に要する費用

・問い合わせ先

第5号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

事 案 移 送 通 知 書

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付で請求のありました情報の開示につきましては、次のとおりその事案を次の実施機関に移送しましたので、萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例第13条第1項の規定により、通知します。

・新たに担当することとなった実施機関及びその長

・問い合わせ先

第6号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

第三者情報開示通知書

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例第5条の規定により、次のとおりあなた（貴 ）に関する事項が記録されている情報について、開示請求がありました。この情報につきましては同条例（第8条第1項第3号イ・第8条第1項第4号ただし書）の規定に該当するため、開示決定等を行う前に同条例第14条第2項の規定によりご意見をお聴きしたいので、口頭又は文書によりご回答いただきますようお願いいたします。

・開示請求の年月日

・情報に記録されているあなた（貴 ）に関する事項の内容

・条例第8条第1項第3号イ・第8条第1項第4号ただし書に該当する理由

・意見を述べることができる期間

年 月 日から 年 月 日まで

・問い合わせ先

第7号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

第三者情報開示決定通知書

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

先日あなた（貴 ）が開示することに反対の意見を述べられた情報につきましては、次のとおり開示することに決定しましたので、萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。

- ・ 開示請求の年月日
- ・ 情報に記録されているあなた（貴 ）に関する事項の内容
- ・ 開示決定の理由
- ・ 開示を実施する日 年 月 日

- ・ 不服申立ての教示
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、萩・長門清掃一部事務組合管理者に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。なお、当該申立てとは別に管理者に対して同法の規定による執行停止の申立てをされたときは、当該公文書の公開を停止することがあります。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、萩・長門清掃一部事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- ・ 問い合わせ先

○萩・長門清掃一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月1日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保護)

第2条 この条例は、萩市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年萩市条例第18号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例の廃止)

2 萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例（平成22年萩・長門清掃一部事務組合条例第9号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧条例第3条第2項及び第12条第2項に規定する者に該当する者（以下この項において「守秘義務者」という。）がこれらの規定により負う責務又は義務については、守秘義務者は、施行日以後もなお従前の例により負うものとする。

4 施行日前に旧条例第13条、第24条及び第30条の規定による請求（次項において「旧条例請求」という。）がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 施行日前にされた実施機関（旧条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下「旧実施機関」という。）の開示決定等（旧条例第19条第1項本文に規定する開示決定等をいう。）、訂正決定等（旧条例第28条第1項本文に規定する訂正決定等をいう。）若しくは利用停止決定等（旧条例第34条第1項本文に規定する利用停止決定等をいう。）又は施行日前にされた旧条例請求に係る旧実施機関の不作为に対する審査請求については、なお従前の例による。この場合において、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、旧条例第36条の2第1項に規定する萩・長門清掃一部事務組合情報公開審査会に代えて萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護審査会（以下この項において「審査会」という。）に諮問するものとし、審査会の調査権限等、口頭意見陳述、委員による調査手続、意見書等の提出及び調査審議手続の非公開等については、旧条例第39条及び第40条の規定の例によるものとする。

6 旧実施機関の職員若しくは職員であった者、旧実施機関から委託を受けて個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索をすることができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

7 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた個人情報であって、公文書に記録されたものを施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 前2項の規定は、本組合の区域外にある者に対しても適用する。

9 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

○萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例施行規則

平成22年4月1日規則第7号

改正

平成28年3月25日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例（平成22年条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、個人情報の保護について、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録)

第2条 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務の登録は、個人情報取扱事務登録書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 個人情報取扱事務登録簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始年月日
- (2) 個人情報の処理形態
- (3) 個人情報の目的外利用及び外部提供の状況
- (4) その他管理者が必要と認める事項

3 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務の登録事項の変更は、個人情報取扱事務登録事項変更届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

(個人情報開示請求書)

第3条 条例第14条の書面は、個人情報開示請求書（別記第3号様式）によるものとする。

2 個人情報開示請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 請求年月日
 - (2) 連絡先
 - (3) 希望する開示の方法
 - (4) 法定代理人又は法定代理人以外の代理人が開示を請求をする場合は、その旨、代理人の区分、代理人が開示請求をする理由並びに本人の氏名及び住所
 - (5) その他管理者が必要と認める事項
- (本人等であることを示す書類)

第4条 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求をする場合 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カードその他これらに類するものとして管理者が認める書類
- (2) 法定代理人が開示請求をする場合
 - ア 当該法定代理人に係る前号に定める書類
 - イ 戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として管理者が認める書類
- (3) 法定代理人以外の代理人が開示請求をする場合
 - ア 当該代理人に係る第1号に定める書類
 - イ 本人の印鑑登録証明書を添付した委任状その他代理人の資格を証明する書類として管理者が認める書類

(郵送による開示請求)

第5条 条例第13条第1項の規定により個人情報の開示を請求しようとする者は、病気又は身体の障害その他やむを得ない事由があると管理者が認めるときは、郵送により個人情報開示請求書を提出することができる。この場合において、前条の規定にかかわらず、次の各号に

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 本人が開示請求をする場合 前条第1号に定める書類のうち、2種類以上の書類の写し
- (2) 法定代理人が開示請求をする場合 前条第2号アに定める書類のうち、2種類以上の書類の写し及び同号イに定める書類の写し
- (3) 法定代理人以外の代理人が開示請求をする場合 前条第3号アに定める書類のうち、2種類以上の書類の写し及び同号イに定める書類の写し
(個人情報開示決定通知書等)

第6条 条例第18条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定の書面 個人情報開示決定通知書(別記第4号様式)
- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定の書面 個人情報部分開示決定通知書(別記第5号様式)

2 条例第18条第2項による非開示の決定の書面は、個人情報非開示決定通知書(別記第6号様式)によるものとする。

(個人情報開示決定期間延長通知書)

第7条 条例第19条第2項の書面は、個人情報開示決定期間延長通知書(別記第7号様式)によるものとする。

(事案移送通知書)

第8条 条例第20条の書面は、個人情報開示請求等事案移送通知書(別記第8号様式)によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第9条 条例第21条第1項の規定による通知は、個人情報開示請求に関する第三者意見照会書(別記第9号様式)により行うものとする。

2 条例第21条第1項の意見は、個人情報の開示に係る意見書(別記第10号様式)により行うものとする。

3 条例第21条第2項(条例第38条において準用する場合を含む。)の書面は、第三者個人情報開示決定通知書(別記第11号様式)によるものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第10条 条例第22条第1項第2号の実施機関が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 映像又は音声を記録した電磁的記録の場合は、視聴、聴取又は複写したものの交付

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外のもの場合は、用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる電磁的記録以外のものを専用機器を用いて視聴させ、又は複写することが容易であるときは、当該電磁的記録以外のものの開示の方法は、視聴又は複写したものの交付とすることができる。

(開示の実施)

第11条 個人情報の開示は、管理者が指定する日時及び場所において行う。この場合、請求者は個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書を持参するものとする。

2 個人情報記録されている公文書の閲覧をしようとする者は、当該公文書を前項に規定する場所以外の場所に持ち出してはならない。

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、個人情報記録されている公文書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前項の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者

(2) 個人情報記録されている公文書を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為を
するおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

4 第4条の規定は、開示の実施における本人確認の書類について準用する。

(情報の閲覧等)

第12条 閲覧の方法による情報の開示は、管理者が指定する職員の立会いのもとに行うものとする。

2 条例第22条第2項の正当な理由は、次に掲げるものとする。

(1) 情報の原本を事務事業に使用する必要があり、閲覧に供すると事務事業の遂行に支障がある場合

(2) 歴史的文化的価値のある公文書で慎重な取扱いを要する場合

(写しの交付に要する費用の納付等)

第13条 条例第23条の情報の写しの作成の費用として徴収する額は、白黒複写機による写し1枚につき実費相当額の10円とする。ただし、これにより難い場合は、管理者が定める額とする。

2 公文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(費用徴収の減免)

第14条 条例第23条第3項に規定する特別の理由は、次に掲げるものとする。

(1) 開示請求者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている場合

(2) 開示請求者が、災害等不測の事故により生活が困難となった場合

2 条例第23条第2項の規定による写しの交付等に要する費用の徴収の免除又は減額は、開示請求1件につき2,000円を限度とする。

(個人情報訂正請求書)

第15条 条例第25条第1項の書面は、個人情報訂正請求書（別記第12号様式）によるものとする。

2 個人情報訂正請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 請求年月日

(2) 連絡先

(3) 訂正箇所

(4) 法定代理人又は法定代理人以外の代理人が訂正請求者である場合は、その旨並びに代理人が訂正請求をする理由並びに本人の氏名及び住所

(5) その他管理者が必要と認める事項

3 第4条の規定は、訂正請求に係る本人確認のための書類について準用する。

4 第5条の規定は、郵送による訂正請求について準用する。

(個人情報訂正決定通知書等)

第16条 条例第27条第1項の書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

(1) 個人情報の全部の訂正をする旨の決定の書面 個人情報訂正決定通知書（別記第13号様式）

(2) 個人情報の一部の訂正をする旨の決定の書面 個人情報部分訂正決定通知書（別記第14号様式）

2 条例第27条第2項の書面は、個人情報非訂正決定通知書（別記第15号様式）によるものとする。

(個人情報訂正決定期間延長通知書)

第17条 条例第28条第2項の書面は、個人情報訂正決定期間延長通知書（別記第16号様式）によるものとする。

（個人情報訂正決定期間特例延長通知書）

第18条 条例第29条の書面は、個人情報訂正決定期間特例延長通知書（別記第17号様式）によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第19条 条例第31条第1項の書面は、個人情報利用停止請求書（別記第18号様式）によるものとする。

2 個人情報利用停止請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）請求年月日

（2）連絡先

（3）法定代理人又は法定代理人以外の代理人が利用停止請求者である場合は、その旨並びに代理人が利用停止請求をする理由並びに本人の氏名及び住所

（4）その他管理者が必要と認める事項

3 第4条の規定は、利用停止請求に係る本人確認のための書類について準用する。

4 第5条の規定は、郵送による利用停止請求について準用する。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第20条 条例第33条第1項の書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

（1）個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をした場合の書面 個人情報利用停止決定通知書（別記第19号様式）

（2）個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をした場合の書面 個人情報部分利用停止決定通知書（別記第20号様式）

2 条例第33条第2項の書面は、個人情報非利用停止決定通知書（別記第21号様式）によるものとする。

（個人情報利用停止決定期間延長通知書）

第21条 条例第34条第2項の書面は、個人情報利用停止決定期間延長通知書（別記第22号様式）によるものとする。

（個人情報利用停止決定期間特例延長通知書）

第22条 条例第35条の書面は、個人情報利用停止決定期間特例延長通知書（別記第23号様式）によるものとする。

（諮問通知書）

第23条 条例第37条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書（別記第24号様式）により行うものとする。

（その他）

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報取扱事務登録書

年 月 日

萩・長門清掃一部事務組合管理者 宛

実施機関名

個人情報取扱事務を開始しますので、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第6条第1項の規定により、別紙のとおり登録します。

別紙

個人情報取扱事務登録簿

主管課		事務の開始年月日										年 月 日																					
個人情報取扱事務の名称																																	
個人情報取扱事務の目的																																	
個人情報の対象者の範囲																																	
個人情報の項目	基本的事項					社会生活							心身状況			家庭状況等			思想・信条等														
	氏名	住所	性別	生年月日・年齢	本籍・国籍	電話番号	識別番号	印影	学歴・学業	職業・職	成績・評価	賞罰	資格・免許	財産・収入	課税額	納税状況	滞納状況	公的扶助	口座番号	健康状態	傷病名	傷病歴	障害	身体的特徴	家族状況	親族関係	婚姻	相談内容	宗教	支持政党	事項	社会的差別の原因となる諸	根拠
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(□法令等 □その他 第 条)
	<input type="checkbox"/> その他																																
個人情報の収集先及び収集方法		<input type="checkbox"/> 本人																															
		<input type="checkbox"/> 本人以外													その根拠		条例第7条第2項第 号該当																
		収集先													□実施機関内 □他の実施機関 □他の官公庁 □私人・団体 □その他		具体的な収集先・収集について法令等に定めのあるものは法令等名																
個人情報の目的外利用及び外部提供の状況		<input type="checkbox"/> なし																															
		<input type="checkbox"/> あり													その根拠		条例第8条第1項第 号該当																
		利用・提出先													□実施機関内 □他の実施機関 □他の官公庁 □私人・団体 □その他		具体的な目的外利用・外部提供先について法令等に定めのあるものは法令等名																
個人情報の処理形態		<input type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> 電算以外																															
個人情報の外部提供の形態		<input type="checkbox"/> 電算等結合 <input type="checkbox"/> その他										【電子計算機等結合の場合、その根拠】 <input type="checkbox"/> 法令・条例 [第 条] <input type="checkbox"/> その他																					
個人情報取扱事務の外部委託の有無		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり [主な委託業務]																															
備考																																	

第2号様式（第2条関係）

個人情報取扱事務登録事項変更届出書

年 月 日

萩・長門清掃一部事務組合管理者 宛

実施機関名

萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第6条第1項の規定により、登録事項の変更について次のとおり届け出ます。

届出の区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	
個人情報取扱事務の名称		
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更の内容	変更前	変更後
備考		

第3号様式（第3条、第5条関係）

個人情報開示請求書

年 月 日

萩・長門清掃一部事務組合管理者 宛

請求者 住所
氏名
(電話)

萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第14条の規定により、次のとおり請求します。

請求する個人情報の内容	(知りたい情報を特定できるよう具体的に記入してください。)
開示の実施方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧及び写しの交付

代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

代理の区分	<input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 (未成年者・成年被後見人)
本人の氏名	
本人の住所	
本人の連絡先	電話

(注)

- 1 のある欄には、該当する内に \surd 印を記入してください。
- 2 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）の提示又は提出が必要です。
- 3 代理人が請求する場合は、(注) 2の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（委任状と本人の印鑑証明、戸籍謄本等）の提示又は提出が必要です。

※下記欄は記入しないでください。

担当課等名	
事務の名称	
本人確認の方法 (代理人の本人確認含む。)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 公的年金手帳・証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
代理関係の確認	<input type="checkbox"/> 委任状及び印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登録事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

第4号様式（第6条、第11条関係）

個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

個人情報の内容	
個人情報の開示の実施の方法	閲覧 ・ 写しの交付
個人情報の開示の日時	年 月 日 時 分
備考	

(注)

- 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当者へご連絡ください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

第5号様式（第6条、第11条関係）

個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することを決定しましたので通知します。

個人情報の内容	
個人情報の開示の実施の方法	閲覧 ・ 写しの交付
個人情報の開示の日時	年 月 日 時 分
開示することができない部分の理由	萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第15条第1項第 号に該当 (理由)
備考	

(注)

- 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当者へご連絡ください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、萩・長門清掃一部事務組合管理者に対し行政不服審査法（平成28年法律第68号）による審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、萩・長門清掃一部事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第6号様式（第6条関係）

個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第18条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しましたので通知します。

個人情報の内容	
開示することができない理由	萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第15条第1項第 号に該当 (理由)
備考	

この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、萩・長門清掃一部事務組合管理者に対し行政不服審査法による審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、萩・長門清掃一部事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式（第7条関係）

個人情報開示決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

個人情報の内容	
条例第19条第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定期間の延長期限	年 月 日まで
延長する理由	
備考	

第8号様式（第8条関係）

個人情報開示請求等事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第20条の規定により事案を移送したので通知します。

請求に係る個人情報の内容			
請求書受付実施機関			
移送先の実施機関			
移送日	年 月 日		
移送した理由			
備考		受付番号	

(注) 開示決定等の通知書は、移送先の実施機関から送付します。

第9号様式（第9条関係）

個人情報開示請求に関する第三者意見照会書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第13条の規定に基づき、_____に関する情報が含まれた個人情報について開示請求がありました。

つきましては、当該個人情報を開示するか否かを決定するに当たり、同条例第21条第1項の規定により_____のご意見をお聴きしたいので、別紙「個人情報の開示に係る意見書」により 年 月 日までにご回答くださるようお願いいたします。

なお、先の期日までにご回答がない場合については、当該個人情報を開示されても支障がないものとして取り扱いますので、ご了承願います。

開示請求のあった年月日	年 月 日
開示請求のあった個人情報の内容	
個人情報に記録されている_____に関する情報の内容	
備 考	

第10号様式（第9条関係）

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

萩・長門清掃一部事務組合管理者 宛

住 所

氏 名

（電話 ）

年 月 日付け 第 号で依頼のあったこのことについて、次のとおり回答します。

- 1 情報を開示されても支障がない。
- 2 情報を開示されると支障がある。
（支障がある部分について記入してください。）

（その理由について記入してください。）

（注）該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。

第11号様式（第9条関係）

第三者個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 図

先に照会しました に関する情報が含まれた個人情報について、次のとおり開示することと決定しましたので、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、萩・長門清掃一部事務組合管理者に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。なお、当該申立てとは別に萩・長門清掃一部事務組合管理者に対して同法の規定による執行停止の申立てをされたときは、当該公文書の開示を停止することがあります。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、萩・長門清掃一部事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

公文書の名称及び内容	
開示決定により開示される個人情報に含まれる に関する情報	
開示決定をした理由	
開示請求に対する決定の表示	年 月 日付け第 号による個人情報 (部分) 開示決定
開示を実施する日	年 月 日
備考	

第12号様式（第15条関係）

個人情報訂正請求書

年 月 日

萩・長門清掃一部事務組合管理者 宛

請求者 住所
氏名
(電話)

年 月 日付けで開示を受けた個人情報について、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第25条の規定により、次のとおり訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
当該個人情報の中で訂正を求める箇所	
訂正を求める内容 ※訂正後の内容を記入してください。	

代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

代理の区分	<input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人(未成年者・成年被後見人)
代理請求の理由	
本人の氏名	
本人の住所	
本人の連絡先	電話

(注)

- 1 のある欄には、該当する内に \surd 印を記入してください。
- 2 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）の提示又は提出が必要です。
- 3 代理人が請求する場合は、(注) 2の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（委任状と本人の印鑑証明、戸籍謄本等）の提示又は提出が必要です。

※下記欄は記入しないでください。

担当課等名	
本人確認の方法 (代理人の本人確認含む。)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 公的年金手帳・証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
代理関係の確認	<input type="checkbox"/> 委任状及び印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登録事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

第13号様式（第16条関係）

個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る個人情報 の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
備考	

第14号様式（第16条関係）

個人情報部分訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を除いて訂正することを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
一部訂正しない理由	
訂正年月日	年 月 日
備考	

この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、萩・長門清掃一部事務組合管理者に対し行政不服審査法による審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、萩・長門清掃一部事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第15号様式（第16条関係）

個人情報非訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第27条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
個人情報を 訂正しない理由	
備考	

この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、萩・長門清掃一部事務組合管理者に対し行政不服審査法による審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、萩・長門清掃一部事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第16号様式（第17条関係）

個人情報訂正決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第28条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

個人情報の内容	
条例第28条第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定期間の延長期限	年 月 日まで
延長する理由	
備考	

第17号様式（第18条関係）

個人情報訂正決定期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第29条の規定により、決定する期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第29条の規定を適用する理由	
備考	

第18号様式（第19条関係）

個人情報利用停止請求書

年 月 日

萩・長門清掃一部事務組合管理者 宛

請求者 住 所
氏 名
(電話)

年 月 日付けで開示を受けた個人情報について、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第31条の規定により、次のとおり利用の停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止を求める内容	
利用停止を求める理由	

代理人が請求される場合は、次の欄も記入してください。

代理の区分	<input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人(未成年者・成年被後見人)
代理請求の理由	
本人の氏名	
本人の住所	
本人の連絡先	電話

(注)

- 1 のある欄には、該当する内に \surd 印を記入してください。
- 2 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）の提示又は提出が必要です。
- 3 代理人が請求する場合は、(注) 2の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（委任状と本人の印鑑証明、戸籍謄本等）の提示又は提出が必要です。

※下記欄は記入しないでください。

担当課等名	
本人確認の方法 (代理人の本人確認含む。)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 公的年金手帳・証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
代理関係の確認	<input type="checkbox"/> 委任状及び印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登録事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

第19号様式（第20条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用の停止については、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり停止することを決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止をする内容	
利用停止年月日	年 月 日
備考	

第20号様式（第20条関係）

個人情報部分利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用の停止については、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり一部を中止することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止をする内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止をしない部 分及びその理由	

この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、萩・長門清掃一部事務組合管理者に対し行政不服審査法による審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、萩・長門清掃一部事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第21号様式（第20条関係）

個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用の停止については、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第33条第2項の規定により、次のとおり停止しないことを決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止をしない理由	

この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、萩・長門清掃一部事務組合管理者に対し行政不服審査法による審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、萩・長門清掃一部事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第22号様式（第21条関係）

個人情報利用停止決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用の停止については、
萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第34条第2項の規定により、次のとおり利
用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る個人 情報の内容	
条例第34条第1項に規 定する決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
決定期間の延長期限	年 月 日 まで
延長する理由	
備考	

第23号様式（第22条関係）

個人情報利用停止決定期間特例延長通知書

第 号
令和 年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

令和 年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用の停止については、
萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第35条の規定により、次のとおり決定する
期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
利用停止決定等をする期限	令和 年 月 日
萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第35条の規定を適用する理由	
備考	

第24号様式（第23条関係）

情報公開審査会諮問通知書

第 号
令和 年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合管理者 印

令和 年 月 日付けの開示決定等に対する審査請求について、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例第37条の規定により、次のとおり萩・長門清掃一部事務組合情報公開審査会に諮問しましたので、通知します。

審査請求に係る個人情報の内容	
審査請求の内容	
諮問をした月日	令和 年 月 日
備考	

○萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護審査会条例

令和5年3月1日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

(設置)

第2条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、萩・長門清掃一部事務組合に、萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織等)

第3条 審査会の組織及び調査審議の手続等については、萩市個人情報保護審査会条例（令和4年萩市条例第19号）の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合職員定数条例

平成22年4月1日条例第10号

(定義)

第1条 この条例で「職員」とは、管理者の事務部局に常時勤務する地方公務員で一般職に属する者をいう。

(職員の定数)

第2条 職員（構成団体の萩市又は長門市に勤務する職員でこの組合の職員を併任する者を除く。）の定数は、次に掲げるとおりとする。

組合管理者の事務部局の職員 8人

(定数外の職員)

第3条 次に掲げる職員は、定数外とすることができる。

(1) 休職職員

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による承認を受けて育児休業をしている職員

(3) 結核性疾患による病気休暇の承認を受けて療養中の職員

(定数外の職員の復帰)

第4条 定数外の職員が事務部局に復帰する場合において、その定数が充足しているときは、1年を超えない範囲で引き続き定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の 公表に関する条例

平成22年5月17日条例第21号

改正

平成28年2月15日条例第2号

令和5年3月1日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年7月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他管理者が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年6月末までに、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第6条 管理者は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 萩市役所前掲示板及び長門市役所前掲示板に掲示する方法
- (2) 組合事務局において閲覧に供する方法

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年5月17日から施行する。

附 則（平成28年2月15日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月1日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合職員の分限の手続及び効果に関する条例

平成22年4月1日条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに職員の失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(降任の効果)

第3条 法第28条第1項各号のいずれかに該当するものとして職員を降任した場合において任命権者は、任命権者の定めるところにより、降任した職務の級に降格及び降給させることができる。

(休職の効果等)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であってもその事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第5条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者の休職期間中の給与については、萩市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年萩市条例第52号）又は長門市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年長門市条例第50号）の例による。

(失職の特例)

第6条 任命権者は、過失による公務上の事故又は通勤途上の交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかった職員は、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合職員の分限懲戒の手続及び効果に関する規則

平成22年4月1日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、萩・長門清掃一部事務組合職員の分限の手続及び効果に関する条例（平成22年条例第11号。以下「分限条例」という。）及び萩・長門清掃一部事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成22年条例第12号。以下「懲戒条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため休業する期間及びその後30日間は降任又は免職はしないものとする。

2 職員を免職する場合には、少なくとも30日前に予告するか、又は平均賃金の30日分を支払って解職するものとする。

3 分限条例第2条第1項に規定する医師のうち1人は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する萩市役所又は長門市役所の産業医とし、他の1人は萩市又は長門市に住所を有する専門医とする。ただし、特別な事情があるときは、前記以外の医師をもって充てることができる。

4 任命権者は、分限条例第2条第1項の規定により、職員を降任又は免職する場合は、前項に規定する医師の診断書の結果に基づいて行うものとする。

5 任命権者は、分限条例第2条第1項の規定により、職員を休職させる場合は、職員から第3項に規定する医師の診断書を提出させ、その診断書の結果によって職員を休職させるものとする。

6 分限条例第2条第2項の規定により職員に交付する書面は、辞令及び理由書とする。

7 任命権者は、職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分を行った場合には、分限条例第2条第2項の規定による不利益処分に関する書面の写し1通を10日以内に公平委員会に提出しなければならない。

(休職発令の時期)

第3条 職員の休職発令の時期は、次に定めるところによる。ただし、任命権者において特別の事情があると認められた場合は、発令の時期を延長することができる。

(1) 職員が負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病を除く。）により勤務しない日が引続き90日を超え、なお休養を要するときは、その診断の日から90日を経過した日とする。

(2) 分限条例第4条第3項の規定する場合には、当該刑事事件が裁判所に係属した日

2 前項第1号の期間の途中に出勤した日があっても、なお休養を要すると認められる場合においては、同項の規定にかかわらず、勤務しない日が同項に定める日数を経過したとき休職することができる。

(休職中の書類提出)

第4条 任命権者は、分限条例第4条第1項に規定する休職期間満了期日前5日までに休職の職員に対し、第2条第3項に規定する医師の診断書を提出させるものとする。

2 任命権者は、分限条例第4条第2項に規定により復職を命ずるときは、休職の職員に対し、一定の期日を定め、第2条第3項に規定する医師の診断書を提出させるものとする。

(復職発令時期)

第5条 任命権者は、休職中の職員を復職させる場合は、前条各項の規定による診断書の結果

によって行うものとする。

(懲戒の手続)

第6条 任命権者は、懲戒処分を行ったときは、その日から10日以内に懲戒条例第2条に規定する書面の写し1通を公平委員会に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

平成22年4月1日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額額の10分の1以下に相当する額を給与から減じるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合職員分限懲戒審査委員会規程

平成22年4月1日訓令第4号

(設置)

第1条 職員の分限及び懲戒に関する処分の適正を期するため、萩・長門清掃一部事務組合職員分限懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査の内容)

第2条 委員会は、次に掲げる処分の程度について審査する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条に基づく処分
- (2) 地方公務員法第29条に基づく処分

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

- (1) 委員長は、事務局長とし、副委員長は事務局次長とする。
- (2) 委員は、職員のうち管理者が任命する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し副委員長及び委員の3分の2が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の3分の2でこれを決する。

(事情聴取)

第5条 委員長は必要があると認めるときは、本人又は参考人から意見又は説明を求めることができる。

(除斥)

第6条 委員長、副委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、萩・長門清掃一部事務組合事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合職員のサービスの宣誓に関する 条例

平成22年4月1日条例第13号

改正

令和4年2月14日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓について定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

(特例)

第3条 任命権者は、天災事変その他緊急な事態に際し必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず宣誓を行う前においても、職員にその職務を行わせることができる。

(その他)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を自覚し、住民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。

年 月 日

氏 名

○萩・長門清掃一部事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成22年4月1日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合職員服務規程

平成22年4月1日訓令第5号

(趣旨)

第1条 萩・長門清掃一部事務組合における一般職の職員の服務については、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(服務)

第2条 一般職の職員の服務については、萩市職員服務規程（平成17年萩市訓令第16号）の例による。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

平成22年4月1日条例第15号

改正

令和4年2月14日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間、休日、休暇等については、萩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年萩市条例第40号）の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に萩市又は長門市に勤務していた職員であって、引き続き施行日において、この条例の適用を受ける組合の職員となったもの（以下「派遣職員」という。）に対する当該地方公共団体の任命権者の承認は、この条例の相当規定に基づき任命権者が承認したものとみなし、その期間は通算する。

3 派遣職員の施行日の属する年における年次有給休暇及び一の年において期間が定められている特別休暇の日数については、派遣の際当該地方公共団体において定められていた年次有給休暇及び一の年において期間が定められている特別休暇の残日数とする。

附 則（令和4年2月14日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

平成22年4月1日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、萩・長門清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成22年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間、休日、休暇等について、条例で定めるもののほか萩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成17年萩市規則第27号）の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例

平成22年4月1日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業等については、萩市職員の育児休業等に関する条例（平成17年萩市条例第41号。以下「萩市条例」という。）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、萩市又は長門市に勤務していた職員であって、引き続きこの条例の適用を受けることとなった職員のうち、萩市条例又は長門市職員の育児休業等に関する条例（平成17年長門市条例第41号）の規定により育児休業又は部分休業を承認された職員については、この条例の規定により承認されたものとみなす。

○萩・長門清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する 条例施行規則

平成22年4月1日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、萩・長門清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成22年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業等について、条例で定めるもののほかは、萩市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成17年萩市規則第28号。）の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償条例

平成22年5月17日条例第22号

改正

令和5年3月1日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条第4項及び第203条の2第4項の規定に基づき、非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬を受ける者及び報酬の額は、別表に掲げるところによる。

(報酬の支給方法)

第3条 年額報酬は、年度末までに支給するものとし、日額報酬は、出務に応じて臨時に支給する。

2 年額報酬を受ける者で年の中途で職に就き、又は離職した場合には、その年分の報酬については、日割により支給すべき報酬を算定する。

3 前条の規定による報酬を受ける職員が職を離れた後法律の定めるところにより、なお、その職務を行う場合にあっては、引き続き報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 第2条の規定による報酬を受ける職員には、費用弁償をする。

2 前項の費用弁償の額は、萩市職員等の旅費に関する条例（平成17年萩市条例第54号。以下「旅費支給条例」という。）に規定する旅費相当額とする。

3 前項の費用弁償の支給は、旅費支給条例の適用を受ける職員の旅費支給の例による。

(補則)

第5条 この条例は、一般職に属する職員であって第2条の規定による報酬を受ける職員を兼ねる者については適用しない。

附 則

この条例は、平成22年5月17日から施行する。

附 則（令和5年3月1日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職名		区分	金額（円）
議会の議員	議長	年額	15,000
	副議長	年額	12,000
	議員	年額	10,000
監査委員	識見を有する者	年額	10,000
	議会選任	年額	6,000
公平委員会の委員	委員長	日額	6,000
	委員	日額	5,000
情報公開審査会委員		日額	5,000
個人情報保護審査会委員		日額	5,000
その他の非常勤職員		管理者が別に定める額	

○萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償条例施行規則

平成22年10月26日規則第15号

改正

平成24年4月1日規則第1号
平成25年4月1日規則第1号
平成25年10月1日規則第2号
平成26年4月1日規則第2号
平成27年4月1日規則第1号
平成28年3月25日規則第2号
平成31年4月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年条例第22号）第2条別表に規定するその他の非常勤職員の報酬等について定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 前条の報酬を受ける者その額は、次のとおりとする。

- (1) 事務局技術参与 月額 100,000円
- (2) 事務局顧問 月額 100,000円
- (3) ごみ処理手数料審議会委員 日額 5,000円
- (4) 環境管理委員会委員 日額 5,000円
- (5) 行政不服審査会委員 日額 3,000円

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成22年10月26日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日規則第2号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

平成22年4月1日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害に対する補償（以下「公務災害補償」という。）に関する制度を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(公務災害補償等)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年萩市条例第42号）の例による。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

平成22年4月1日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、萩・長門清掃一部事務組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成22年条例第17号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公務災害補償等)

第2条 議員その他非常勤の職員の公務災害補償等については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年萩市規則第30号）の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合職員被服等貸与規程

平成25年4月1日訓令第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、職員の被服等の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(対象職員、品目及び貸与期間)

第2条 この規程により被服等を貸与する職員の範囲並びに貸与する被服等（以下「貸与品」という。）の品目、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。

2 貸与品の貸与期間は、その貸与の日から起算して別表に掲げる期間を経過した日の属する月の末日とする。

3 第7条の規定により返納された貸与品を再度貸与する場合におけるその貸与期間は、第1項の規定にかかわらず、所属長がその都度定める。

第3条 所属長は、特に必要があると認めるときは、貸与品の貸与期間を延長し、若しくは短縮し、又は貸与品の全部若しくは一部を貸与しないことができる。

(他の用途への使用禁止)

第4条 被服等の貸与を受けている職員（以下「貸与職員」という。）は、その業務に従事する場合のほか、当該貸与品を着用してはならない。

(保管及び補修)

第5条 貸与職員は、貸与期間中の貸与品について常に適切な注意を払い、その保管に努めなければならない。

2 貸与品の通常の補修に関する費用は、貸与職員の負担とする。

3 所属長は、貸与品整理簿（別記第1号様式）を備え、これに必要な事項を記入して、常に貸与品の状況を明らかにしておかなければならない。

(貸与品の亡失及び損傷)

第6条 貸与職員は、当該貸与品を亡失したとき、又はこれを著しく損傷して着用することができなくなったときは、速やかに貸与品亡失・損傷報告書（別記第2号様式）を所属長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、その原因が自己の責めに帰すべき事由によるときは、賠償その他これに対する相当の責めを負わなければならない。

(貸与品の返納)

第7条 貸与職員は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該貸与品を所属長に返納しなければならない。

- (1) 退職したとき。
- (2) 職務の内容を異にして異動したとき。
- (3) 貸与期間が満了したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、所属長が返納を命じたとき。

(貸与の特例)

第8条 所属長は、第2条の規定により貸与品を貸与する職員以外の者で特に貸与品を貸与する必要があると認めるものに対しては、管理者の承認を受けてこれを貸与することができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、貸与品の貸与について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

項	職員の範囲	品目	数量	貸与期間 (年)
1	建設工事の調査測量又は 監理の業務等に従事する 職員	作業服上下（夏服）	1	5
		作業服上下（冬服）	1	5
		ゴム長靴	1	5
		安全靴	1	5
		防寒着	1	10
2	（株）はないろの行う清 掃工場施設の運営・維持 管理業務のモニタリング に従事する職員	作業服上下（夏服）	1	5
		作業服上下（冬服）	1	5
		ゴム長靴	1	5
		安全靴	1	5
		防寒着	1	10

別記

第1号様式 (第5条関係)

貸与品整理簿				貸与職員		所 属	職 名	氏 名
品 目	数量	貸与年月日	受領印	所属長印	貸与期間満了 年 月 日	返納・亡失等の 年 月 日	所属長印	返納・亡失等の 理 由
		・ ・			・ ・	・ ・		
		・ ・			・ ・	・ ・		
		・ ・			・ ・	・ ・		
		・ ・			・ ・	・ ・		
		・ ・			・ ・	・ ・		
		・ ・			・ ・	・ ・		
		・ ・			・ ・	・ ・		
		・ ・			・ ・	・ ・		
		・ ・			・ ・	・ ・		
		・ ・			・ ・	・ ・		
		・ ・			・ ・	・ ・		

第2号様式 (第6条関係)

亡 失
 貸 与 品 報 告 書
 損 傷

年 月 日

様

貸与職員 職氏名

年 月 日貸与を受けました次の貸与品を（ 亡 失・ 損 傷 ）しましたので報告します。

貸与品目	数量	理 由	備 考

○萩・長門清掃一部事務組合職員等の旅費に関する条例

平成22年4月1日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員等の旅費)

第2条 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費については、萩市職員等の旅費に関する条例（平成17年萩市条例第54号）の例による。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合財政状況の作成及び公表に関する条例

平成22年5月17日条例第23号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第243条の3第1項に規定する財政状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表期日)

第2条 財政状況の公表は、4月1日から9月30日までの期間におけるものを11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの期間におけるものを5月31日までに萩・長門清掃一部事務組合公告式条例(平成22年条例第2号)の例により行う。

2 管理者は、天災その他やむを得ない事由により、前項に規定する期限に財政状況を公表することができないときは、事由解消後できるだけ速やかにこれを公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 財政状況には、期間末日現在の次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) その他管理者が必要と認める事項

(その他)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成22年5月17日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合財務規則

平成22年4月1日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、財務に関する事務について、その能率的な運営と公正を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(予算規則)

第2条 予算の調整及び執行に関する事務の取扱いについては、萩市予算規則（平成17年萩市規則第43号）の例による。

(会計規則)

第3条 前条に定めるものを除くほか、財務に関する事務の取扱いについては、萩市会計規則（平成17年萩市規則第44号）の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

平成22年5月17日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について、必要な事項を定めるものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第292条において準用する法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、平成22年5月17日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

平成22年5月17日条例第25号

(趣旨)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関して、別に定めのあるもののほかは、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価値の差額が、その高価なものの価格の4分の1を超えるときは、この限りでない。

- (1) 本組合において公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。
 - (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、本組合の普通財産を必要とするとき。
- 2 前項の規定により財産を交換する場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。
- (2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。
- (3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。
- (4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価格に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

(物品の交換)

第5条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を本組合以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することができる。

(1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

(2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。

附 則

この条例は、平成22年5月17日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合工事請負規則

平成22年4月1日規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、公正な請負契約を締結するとともに、建設工事の適正な施工を確保することを目的とする。

(工事請負及び施行の方法)

第2条 工事請負及び工事施工の方法は、萩市工事請負規則（平成17年萩市規則第49号）の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成22年4月1日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約について定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

(1) 物品を借り入れる契約で、商慣習からみて複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

(2) 経常的な役務の提供を受ける契約で、毎年度4月1日から役務の提供を受ける必要があるため、翌年度にわたる契約を締結する必要があるもの

(長期継続契約を締結することができる契約の期間)

第3条 前条の契約の期間は、5年を超えてはならないものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

平成22年4月1日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成22年条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(契約の範囲)

第2条 条例第2条第1号に規定する契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 事務機器及び通信機器の賃貸借に係る契約
- (2) ソフトウェアの使用許諾に係る契約
- (3) 公用車の賃貸借に係る契約

2 条例第2条第2号に規定する契約は、前項第1号及び第2号に掲げる契約の対象となるものの保守を目的とする業務の委託に係る契約とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合競争入札参加者審査会規程

平成22年4月1日訓令第6号

改正

平成30年4月1日訓令第1号

令和3年4月1日訓令第1号

令和3年7月1日訓令第2号

(設置)

第1条 萩・長門清掃一部事務組合が発注する建設工事、業務委託、物品の製造の請負並びに物品の買入れ、借入れに係る条件付一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）及び指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に参加する者の適正な資格等の審査を行うため、萩・長門清掃一部事務組合競争入札参加者審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指名競争入札参加資格者の格付に関すること。
- (2) 指名競争入札参加資格者の指名基準に関すること。
- (3) 指名競争入札参加者の指名に関すること。
- (4) 条件付一般競争入札参加資格申請の確認に関すること。
- (5) 総合評価競争入札方式の対象工事の選定及び評価基準の決定並びに評価結果に関すること。
- (6) その他会長が必要と認めるもの

(組織)

第3条 審査会は、次に掲げる職にある者（以下「審査員」という。）をもって組織する。

- (1) 事務局主幹（萩市総務部長）
- (2) 事務局主幹（長門市企画総務部長）
- (3) 事務局主幹（萩市市民部長）
- (4) 事務局主幹（長門市市民生活部長）
- (5) 事務局主幹（萩市土木建築部長）
- (6) 事務局主幹（長門市建設部長）
- (7) 事務局主幹（萩市上下水道局長）
- (8) 事務局主幹（長門市上下水道局長）
- (9) 事務局主幹（萩市建築課長）
- (10) 事務局主幹（長門市建築住宅課長）

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は事務局主幹（萩市総務部長）の職にある者をもって充て、副会長は事務局主幹（長門市企画総務部長）の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、審査員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席審査員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 急を要する事案で、会長が認めるときは、審査員に回議してこれに代えることができる。
(庶務)

第6条 審査会の庶務は、萩・長門清掃一部事務組合事務局において処理する。
(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日訓令第2号)

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合の指名競争入札における指名基準等に関する規程

平成22年4月1日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、萩・長門清掃一部事務組合が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。））、物品調達等（物品の製造の請負並びに物品の買入れ、借入れ及び売払いをいう。）及び業務委託について、指名競争入札（以下「入札」という。）により契約を締結する場合における入札に参加する者の指名基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(格付)

第2条 管理者は、建設工事の種類のうち、土木一式工事及び建築一式工事の有資格業者で、萩市・長門市内に主たる営業所を有している者について、法第27条の29の規定による総合評定値で土木一式工事及び建築一式工事のそれぞれの点数により、別表第1のとおり格付するものとする。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、直近の名簿登録期間において、工事实績のない有資格業者について、評点数によらず、当該名簿登録期間の等級を下げるができる。

3 管理者は、第1項の規定にかかわらず、新規の有資格業者について、評点数によらず、最下位の等級に格付するものとする。

(指名基準)

第3条 管理者が指名する入札参加者の数は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人数以上とする。

2 管理者は、別表第3に掲げる建設工事の入札参加者の指名に当たっては、同表の工事区分及び対象設計額に応じた等級に格付された有資格業者のうちから選定することを原則（以下「原則指名」という。）とする。

3 管理者は、建設工事において原則指名により難しいときは、次により入札参加者を指名するものとする。

(1) 等級によらない建設工事の指名 土木一式工事、建築一式工事以外の建設工事については、格付を行わず指名業者の選定をすることができる。

(2) 上位等級業者からの指名 B等級及びC等級の建設工事においては、上位等級業者から指名することができる。ただし、この場合における原則指名による指名業者数は、指名業者総数の2分の1以上でなければならない。

(3) 下位等級業者からの指名 A等級の建設工事においては、別表第4の等級区分ごとに対応する対象設計額の範囲内で、下位等級業者から指名することができる。ただし、この場合における原則指名による指名業者数は、指名業者総数の2分の1以上でなければならない。

4 管理者は、災害復旧工事等の緊急を要する工事については、前3項の規定にかかわらず、入札参加者を指名することができる。

5 管理者は、次のいずれかに該当するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、指名業者数を減じ、又は建設工事については等級業者によらないで指名することができる。

(1) 契約の種類及び第1項の規定に対応する指名業者数が基準に満たないとき。

(2) 地元業者の受注機会均等の適正を図るため、特に必要があると認められるとき。

(3) 共同企業体を指名業者とするとき。

(4) 特殊な技術を要する契約であるとき。

(5) その他特に必要と認められるとき。

6 管理者は、建設工事の入札参加者の指名に当たっては、別表第5に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び発注の状況を勘案し、特定の有資格業者に偏らないように努めなければならない。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

ア 土木一式工事

等級	A	・土木一式工事における総合評定値770以上である者
	B	・土木一式工事における総合評定値600以上770未満である者
	C	・土木一式工事における総合評定値600未満である者 又は土木工事の入札参加を新たに申請した者

イ 建築一式工事

等級	A	・建築一式工事における総合評定値770以上である者
	B	・建築一式工事における総合評定値600以上770未満である者
	C	・建築一式工事における総合評定値600未満である者 又は建築工事の入札参加を新たに申請した者

別表第2（第3条関係）

対象設計額（単位：千円）	指名業者数（人）
2,000未満	5
2,000以上5,000未満	7
5,000以上10,000未満	8 （※ただし、土木一式、建築一式以外の業種は7人）
10,000以上30,000未満	10 （※ただし、土木一式、建築一式以外の業種は8人）
30,000以上100,000未満	12 （※ただし、土木一式、建築一式以外の業種は8人）
100,000以上	13 （※ただし、土木一式、建築一式以外の業種は8人）

別表第3（第3条関係）

ア 土木一式工事

等級	対象設計額（単位：千円）
A	20,000以上
B	20,000未満

C	
---	--

イ 建築一式工事

等級	対象設計額（単位：千円）
A	50,000以上
B	50,000未満
C	

別表第4（第3条関係）

ア 土木一式工事

等級	対象設計額（単位：千円）
B	20,000以上150,000未満
C	30,000未満

イ 建築一式工事

等級	対象設計額（単位：千円）
B	30,000以上300,000未満

別表第5（第3条関係）

業者選定に係る運用基準

留意点	留意要件
工事施工 についての技術的 適性	<p>次の要件について総合的に判断する。</p> <p>(1) 技術的適性</p> <p>ア 当該工事と同種かつ同程度と認められる技術的水準の工事について相当の施工実績があること。</p> <p>イ 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>ウ 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる主任技術者又は監理技術者が確保できると認められること。</p> <p>(2) 手持ち工事の状況</p> <p style="padding-left: 2em;">萩市・長門市における工事の手持ち状況から見て、当該工事を施工する能力があるかどうかを判断する。</p> <p>(3) 工事管理</p> <p style="padding-left: 2em;">工事技術検査等において、施工管理等が著しく劣ると認められる者は、指名を留保する。</p>
市内有資	萩市・長門市における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応

格業者の育成	じて発注工事を確実に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。
不誠実な行為の有無	<p>次のいずれかに該当するときは、指名しない。</p> <p>(1) 山口県・萩市・長門市において、指名停止を受けたとき。</p> <p>(2) 工事の請負契約について次の事項に該当するため、請負者として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 工事請負契約条項に違反し、又は指示に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であるとき。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材の強制購入等請負人の下請契約関係が不適切であることが明確であるとき。</p> <p>(3) 発注者及び地域関係者の信頼を著しく損なう言動等があり、請負者として不相当であると認められるとき。</p> <p>(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配している建設業者又はこれに準じる者として、公共工事からの排除要請があり、当該事態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められるとき。</p> <p>(5) 公共事業に対する協力が認められないとき。</p> <p>(6) その他管理者が不誠実な行為があると認めるとき。</p>
安全管理の状況	安全管理について関係機関からの指導等があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負業者として不相当であると認められるときは、指名しない。
労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する関係機関からの通報が管理者に対してあり、その状態が継続している場合であって、明らかに請負業者として不相当であると認められるときは、指名しない。</p> <p>(2) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団に加入、契約履行しているときは、これを十分尊重する。</p>
経営状況及び工事成績	<p>(1) 不渡手形を発行する等、経営状態が著しく不健全であると認められるときは、指名しない。</p> <p>(2) 萩市・長門市が発注した建設工事の工事成績（以下「工事成績」という。）が著しく劣るときは、指名を留保する。</p> <p>(3) 工事成績が特に優良であったときは、これを十分尊重する。</p>
災害復旧等への対応状況	災害等に伴う応急工事、復旧工事などに対し適切に対応したときは、これを尊重する。

○萩・長門清掃一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成22年5月17日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）、期間（以下「縦覧期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 萩・長門清掃一部事務組合事務局
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、管理者が必要と認める場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先、提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 萩・長門清掃一部事務組合事務局
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者

は、第4条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は山口県環境影響評価条例（平成10年山口県条例第37号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(近隣市町との協議)

第8条 管理者は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を萩市又は長門市（以下「構成市」という。）以外の他の市町の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が構成市以外の他の市町の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に構成市の区域に属さない地域が含まれているとき。

(委任)

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年5月17日から施行する。

○萩・長門清掃一部事務組合廃棄物の処理に関する条例

平成26年2月14日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、萩・長門清掃一部事務組合（以下「組合」という。）が設置して管理運営する処理施設で受け入れる廃棄物の処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物とは、萩市、長門市及び阿武町（以下「関係団体」という。）で排出した家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のうち可燃性の物をいう。
- (2) 家庭廃棄物とは、法第2条第2項の規定による一般廃棄物のうち家庭生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物とは、法第2条第4項の規定による産業廃棄物以外の事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物とは、法第11条第2項の規定により処理することができる産業廃棄物のうち管理者が規則で定める廃棄物をいう。
- (5) 処理施設とは、組合が設置して管理運営する一般廃棄物焼却処理施設をいう。

(処理対象廃棄物)

第3条 管理者が処理する廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物
- (2) その他管理者が処理することが必要であると認める廃棄物
(廃棄物を搬入できる者)

第4条 処理施設に廃棄物を搬入できる者は、関係団体の直営及び委託により廃棄物の収集運搬をする者及び関係団体の長の許可を受けて業とする者並びに関係団体で生じた廃棄物を自ら搬入する者（以下「搬入者」という。）とする。

(受入基準)

第5条 搬入者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

(受入拒否)

第6条 管理者は、搬入者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その受入れを拒否することができる。

- (1) 前条の受入基準に従わないとき
- (2) その他管理者が受け入れることが適当でないと認めるとき
(廃棄物処理手数料)

第7条 管理者は、廃棄物（関係団体の長が、関係団体の区域内において収集するものを除く。）の処理に関し、別表に定める廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を徴収する。

2 手数料の納入時期は、搬入者が処理施設に廃棄物を搬入したときとする。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、納入時期を別に定めることができる。

(手数料の免除)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する手数料を免除する

ことができる。

- (1) 天災その他災害が発生したとき
- (2) 管理者が特に必要と認めるとき
(報告の徴収)

第9条 管理者は、廃棄物を処理施設に搬入する者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(環境管理委員会)

第10条 処理施設の円滑な運営と公害防止を目的として、環境管理委員会を設置する。

(技術管理者の資格)

第11条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
(損害賠償)

第12条 搬入者等が処理施設に損害を与えたときは、管理者が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年12月22日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第10条、第11条及び第12条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第7条の規定にかかわらず、施行日から平成27年3月31日までの間に係る手数料については、萩市及び阿武町の区域から排出した廃棄物にあつては萩市廃棄物の処理及び減量並びに地域美化に関する条例(平成17年萩市条例第146号)、長門市の区域から排出した廃棄物にあつては長門市ごみ処理場条例(平成17年長門市条例第101号)の例による。

別表（第7条関係）

区分	手数料
排出者自ら搬入した家庭廃棄物	10 k g まで100円 10 k g を超えるときは、その超える10 k g につき又はその端数ごとに100円を加算する。
事業系一般廃棄物	10 k g まで170円 10 k g を超えるときは、その超える10 k g につき又はその端数ごとに170円を加算する。
一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物	10 k g まで220円 10 k g を超えるときは、その超える10 k g につき又はその端数ごとに220円を加算する。

○萩・長門清掃一部事務組合廃棄物の処理に関する条例 施行規則

平成26年2月14日規則第1号

改正

平成28年3月25日規則第1号

令和3年3月26日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、萩・長門清掃一部事務組合廃棄物の処理に関する条例（平成26年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び条例の例による。

(一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物)

第3条 条例第2条第2項第4号の規定により、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) 動植物性残さ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるもの

(受入基準)

第4条 条例第5条に規定する管理者が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係団体で排出した一般廃棄物及び条例第3条第2号に基づき管理者が認める廃棄物であって、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 有毒性の物
 - イ 爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物
 - ウ 著しく悪臭を発する物
 - エ 容積及び重量の著しく大きい物
 - オ 液状の物
 - カ 粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物
 - キ し尿
 - ク 特別管理一般廃棄物に指定されている物
 - ケ その他処理施設の機能に支障を来すおそれのある物
- (2) 一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物については、前号の規定を準用する。
- (3) その他処理施設の適正な管理運営のために管理者が別に定める事項

(受入拒否)

第5条 条例第6条第2号に規定する管理者が受け入れることが適当でないと認めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 関係団体の長が処理施設への搬入を禁止しているとき。
- (2) その他処理施設の適正な管理運営のために管理者が別に定めるとき。

(搬入時間)

第6条 処理施設に廃棄物を搬入できる時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

(搬入日)

第7条 処理施設に廃棄物を搬入できる日は、次に定める日以外の日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日

(手数料の徴収方法)

第8条 条例第7条手数料の徴収は、持込みの都度徴収する。ただし、管理者が認める場合は、納付期限を定めて徴収することができる。

- 2 手数料を持込みの都度徴収する場合において、当該手数料を徴収したときは計量票兼領収書(様式第1号)を交付する。
- 3 第1項ただし書により徴収する場合は、萩・長門清掃一部事務組合財務規則(平成22年規則第12号)で定める納入通知書兼領収書を交付する。

(免除申請手続)

第9条 条例第8条の規定により、手数料の免除を受けようとする者は、廃棄物処理手数料免除申請書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上適否を決定し、廃棄物処理手数料免除決定書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(環境管理委員会の委員)

第10条 条例第10条に規定する環境管理委員会(以下「委員会」という。)は、委員18人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 関係団体の各種団体の代表者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 処理施設の地区の代表者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第11条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、萩・長門清掃一部事務組合事務局において処理する。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年12月22日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定にかかわらず、施行日から平成27年3月31日までの間の搬入時間は、月曜日から金曜日までにあっては午前8時30分から午後4時30分まで、土曜日にあっては午前8時

30分から午前12時までとする。

3 第7条の規定にかかわらず、施行日から平成27年3月31日までの間における搬入できる日については、次に定める日以外の日とする。

(1) 日曜日

(2) 12月31日から1月3日まで

附 則 (平成28年3月25日規則第1号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

計 量 票 兼 領 収 書

No.		年 月 日	
車 番		回 数	
搬入者			
区 域			
銘 柄			
種 別			
総 重			
空 重			
正 味			
単 価			
料 金			

上記の金額を領収しました。

萩・長門清掃一部事務組合

廃棄物処理手数料徴収業務受託者

株式会社 はないろ



様式第2号（第9条関係）

廃棄物処理手数料免除申請書

年 月 日

萩・長門清掃一部事務組合管理者 様

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 局 番

萩・長門清掃一部事務組合廃棄物の処理に関する条例施行規則第9条第1項の規定により廃棄物処理手数料の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

廃棄物の種類	
申請理由	

様式第3号（第9条関係）

廃棄物処理手数料免除決定書

年 月 日

様

萩・長門清掃一部事務組合

管理者

印

年 月 日付で申請のあった廃棄物処理手数料の免除については、下記のとおり決定したので通知します。

記

廃棄物の種類	
免除の可否	<input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 免除しない
免除の可否の理由	
備考	

